

教育訓練給付金が拡充されました！

—あなたのキャリアアップを支援します—

IWADは、職業実践専門課程として文部科学大臣の認定を受けています。

対象コースは、**みどりの環境学科**（造園デザインコース
フラワーデザインコース
自然環境再生コース）、**農園芸学科**（農園芸生産コース）、**介護福祉士コース**です。

これらのコースで学ぶ人に対して、教育訓練給付金が拡充されます。



教育訓練給付金とは？

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、知識やスキルの習得や資格の取得を通じてキャリアアップを目指す人を支援するものですが、従来の上限10万円が、年間32万円を上限に拡充されます。また、就職につながった場合の**追加支給**や、教育訓練中の生活を支援する『**教育訓練支援給付金**』も創設されます。

IWADの「みどりの環境学科」「農園芸学科」「介護福祉士コース」で学ぶ人に・・・

【教育訓練給付金の支給を受けるためには】

雇用保険の一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること、かつ、支給要件期間が2年以上であること。

【支給額】

教育訓練経費の40%（年間上限32万円）

給付期間は原則2年。6か月ごとに支給申請に基づいて支給されます。

【追加支給】

さらに、受講修了後資格取得などをし、一般被保険者として雇用された場合は、さらに追加支給を受けることができます。（教育訓練経費の20% 年間上限16万円）

◎この場合の支給額合計は、最大で教育訓練経費の60%（年間上限48万円）となります。

『教育訓練支援給付金』（上記とは別の給付金）

職業実践専門課程で学び、教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合に支給されます。支給額は、日額で基本手当（失業給付）の日額に相当する額の50%が受講期間中（2年間）支給されます。

詳しくはこちら→ <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201408/1.html>

【その他支援制度について（上記とは別支援制度）】

介護福祉士コース・・・修学資金貸付制度（2年間で160万円）

農園芸学科・・・就農支援給付金（準備型）（2年間で300万円）